

平成 23 年 9 月 1 日
生活環境部危機管理・くらし安心局
食品安全衛生課

残留農薬基準を超える農薬が検出された県産農産物の流通について

神奈川県川崎市に出荷された県産りんごから、農薬取締法で使用できない農薬（成分名：アセフェート）が食品衛生法に定める残留農薬基準値を超えて検出されたことから、当該りんごの流通状況及び生産者の農薬使用状況について調査した結果、下記のとおりでしたのでお知らせします。

1 違反食品の概要

- (1) 違反食品 りんご
- (2) 産地 鶴岡市
- (3) 違反成分名 アセフェート
- (4) 検出値 **0.05ppm** (残留基準値 **0.01ppm**)
- (5) 検査自治体 川崎市 (平成23年8月9日に川崎市内の市場で収去)
- (6) 検査年月日 平成23年8月25日
- (7) 検査機関 川崎市衛生研究所
- (8) 本県への連絡年月日
平成23年8月30日

[アセフェート]

有機リン系農薬（殺虫剤）で、かき、きゅうり、トマトなどには使用できるが、りんごには使用できない。なお、残留基準値は、かき2.0ppm、きゅうり及びトマト5.0ppm等である。

2 流通状況

鶴岡市内の農家から、8月6日、8日、17日の3回にわたり計435kgが鶴岡市内の卸売業者に出荷され、そのうち410kgが川崎市内の市場に出荷された。

また、20kgが鶴岡市内の青果店など3店に出荷され、5kgが新潟県内の青果店に出荷された。県内に出荷された20kgはすべて販売済みとなっている。

3 生産者の農薬の使用状況

りんごを出荷した農家はりんご園地と隣接した園地でかきを生産しており、かきの害虫防除用として散布した農薬がりんごに飛散して残留したものと判断した。

4 県の対応

- (1) 流通食品
当該農家で出荷したりんごについて、卸売業者に対し自主回収を指導した。
また、県外に流通したものについて、関係自治体に調査を依頼している。
- (2) 生産者
当該農家に対し、防除の対象としない他の作物に誤って飛散させることのないよう十分に対策を講じるよう指導した。

健康への影響

アセフェートのADI値（人が毎日一生涯にわたって摂取しても健康に影響のない量）は0.0024mg/kgで、体重60kgの人であれば0.144mg（0.0024mg/kg×60kg）となる。今回検出された値は0.05ppm（0.05mg/kg）であり、仮に体重60kgの人であれば当該りんごを2.88kg（0.144mg/0.05mg）ずつ毎日一生涯食べても影響のない数値です。

【問い合わせ先】

生活環境部危機管理・くらし安心局
食品安全衛生課 課長補佐 緒方 國頭 TEL 023-630-2567
[報道監] 生活環境部次長 齋藤 稔